

平成28年6月17日

人権男女共同参画施策推進会議幹事会幹事 様

県民局くらし県民部長  
(人権男女共同参画施策推進会議幹事会幹事長)

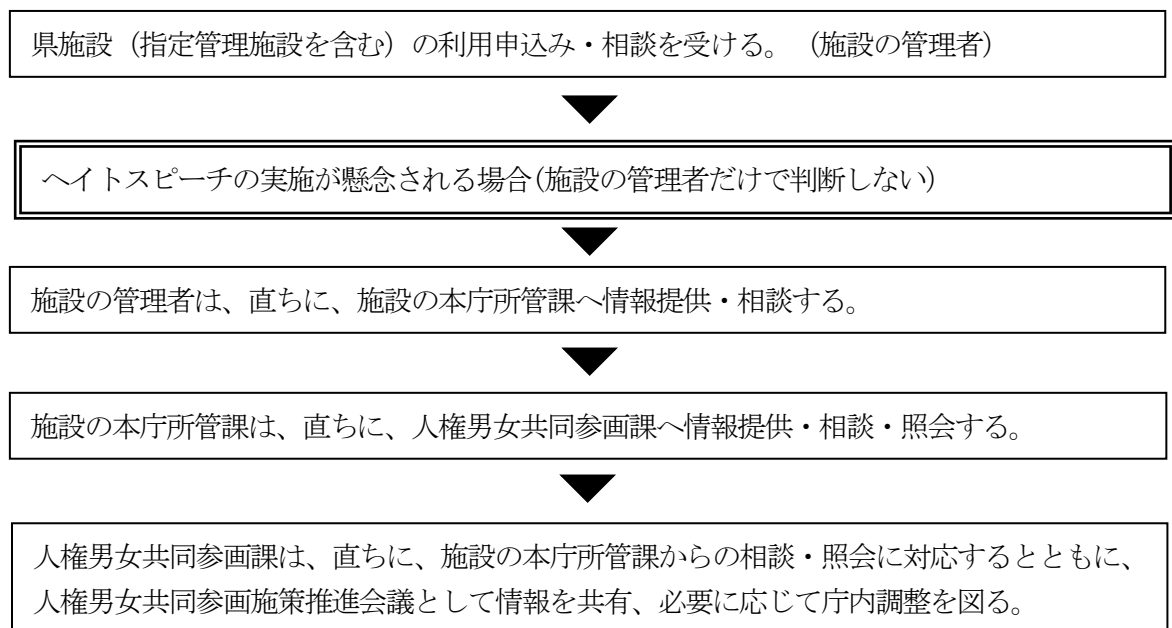
県の施設の利用に際してヘイトスピーチの実施が懸念される場合の当面の対応について (通知)

ヘイトスピーチ対策については、6月7日の幹事会において、ヘイトスピーチ解消法に関する情報を共有し、今後の対応の方向性について、意見交換させていただきましたが、今後、ヘイトスピーチを伴うデモや集会を目的として、県の施設の利用申請等がなされることも考えられます。

つきましては、既にご対応されている所属もあろうかと存じますが、ヘイトスピーチの実施が懸念される事案が発生した場合には、まずは、次のフロー図のとおり、情報の共有を図りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、ヘイトスピーチへの対応に参考となる情報を入手した場合には、随時、提供いたしますので、その際は、各局内関係所属への周知をお願いします。

&lt;ヘイトスピーチの実施が懸念される事案の発生時の対応フロー&gt;



(添付資料)

- 県議会平成28年第2回定例会（本会議・県民スポーツ常任委員会）におけるヘイトスピーチ関連の答弁記録

問い合わせ先  
人権男女共同参画課  
人権・同和グループ 伊藤  
電話 045(210)3637 (直通)